

○栃木県自然環境保全地域の指定等

昭和51年1月31日  
栃木県告示第94号

栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定に基づく、栃木県自然環境保全地域及び第21条第1項の規定に基づく栃木県緑地環境保全地域を指定したので、同条例第12条第5項及び第21条第3項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

この自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の保全区域図は、栃木県林務観光部環境観光課、当該地域を所管する林業事務所並びに当該地域を区域とする市町村の市役所及び役場において供覧する。

第1 自然環境保全地域

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積 (ヘクタール)	主要保全対象
作原自然環境保全地域	安蘇郡田沼町	大字作原字小戸入2193番地 字大戸入2281番地の1	1,278.51	ミズナラ、クリ等の天然林及びヤマネの生息地
栃久保自然環境保全地域	安蘇郡田沼町	大字作原字大畑2009番地の1から2010番地の2まで 字小釜沢2011番地 字オギノ久保2012番地 字伊豆保カナ2013番地及び2014番地 字小釜2015番地から2019番地まで 字ヨリ沢2020番地 字櫛木沢2021番地及び2022番地 字ヨタカヲロ2023番地 字坂ヲロ2024番地 字坂大久保2025番地 字坂口2026番地 字ヘツ玉沢2027番地 字駒仁田2028番地及び2029番地 字細久保2030番地 字小倉2031番地から2039番地まで 字白カガヤ2040番地 字弥五郎ケ沢2041番地及び2042番地の1 字矢沢2042番地の2	94.97	ハコネサンショウウオの生息地
長谷場自然環境保全地域	安蘇郡田沼町	昭和46年度樹立の佐野森林計画区に定める田沼町野上地区6林班ア1小班からア17小班まで、57林班ウ1小班からオ12小班まで及びキ1小班からキ16小班まで	42.17	両棲類の生息地

出流山自然環境保全地域	栃木市	出流町字千手院境内288番地の1及び288番地の2 字二ノ沢1079番地 字一の沢1080番地から1084番地まで 字毘沙門入1085番地	58.59	暖地性シダの自生地及び鍾乳洞
鮎田自然環境保全地域	芳賀郡茂木町	大字鮎田字高田新田1771番地及び1772番地の1字 柏方1773番地の1、1773番地の3及び1780番地	16.27	トウキョウサンショウウオの生息地
東高原自然環境保全地域	矢板市	昭和45年度樹立の高原県有林経営計画附属図に定める8林班5小班及び6小班、14林班ろ8小班及びい10小班、15林班ろ小班、18林班5小班	107.28	ブナ、ミズナラ等の天然林及び野生鳥獣の生息地

- 2 保全区域図(省略)  
第2 緑地環境保全地域  
1 保全区域等

名称	位置	区域	面積 (ヘクタール)	主要保全対象
粟野緑地環境保全地域	上都賀郡粟野町	大字口粟野字城山1631番地の2 字妙見寺3178番地から3180番地まで、3182番地及び3183番地 字越路山3181番地のうち昭和48年度樹立の鹿沼森林計画区に定める粟野町粟野地区10林班アー31小班からアー72小班まで	32.06	妙見寺境内林及び粟野城跡周辺
根本山緑地環境保全地域	真岡市	根本字小石仏13番地の1 字愛宕下46番地の1、53番地の1、55番地、56番地の1及び56番地の5 字大根山70番地の1、73番地から75番地の2まで、87番地から90番地まで、93番地の1、93番地の2、114番地の1、114番地の3及び120番地から124番地まで 字大峯125番地の1及び125番地の2 字古屋敷217番地の1及び221番地から226番地まで	35.08	能仁寺境内林及びその周辺
常珍寺緑地環境保全地域	芳賀郡芳賀町	大字西水沼字西谷948番地 字寺前949番地の1、950番地、954番地の2、967番地の1、968番地及び969番地の1 字寺台1235番地から1238番地まで及び1241番地 字坂の上1244番地	4.18	常珍寺境内林
羽黒山緑地環境保全地域	河内郡上河内町	大字今里字河内山1408番地の1から1408番地の3まで、1444番地及び1445番地の1 大字宮山田字向山2802番地から2803番地の2まで	30.06	羽黒山神社境内林及びその周辺

喜連川緑地環境保全地域	塩谷郡喜連川町	大字喜連川字明神山5485番地から5489番地まで、5490番地の1、5490番地の2、5491番地から5492番地の2まで、5493番地の1、5493番地の2及び5493番地の5	1.76	倉ヶ崎城跡周辺
木幡緑地環境保全地域	矢板市	木幡字宮下1194番地 字上の山1214番地の1及び1214番地の2	2.27	木幡神社境内林
寺山緑地環境保全地域	矢板市	長井字寺山1874番地、1875番地及び2232番地から2233番地の2まで	3.12	寺山観音寺境内林
芦野緑地環境保全地域	那須郡那須町	昭和49年度樹立の大田原森林計画区に定める那須町芦野地区21林班アー1小班からイー21小班まで	8.19	鏡山温泉神社境内林及びその周辺

2 保全区域図(省略)

昭和52年7月19日  
栃木県告示第635号

栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定に基づく栃木県自然環境保全地域及び第21条第1項の規定に基づく栃木県緑地環境保全地域を指定したので、同条例第12条第5項及び第21条第3項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

この自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の保全区域図は、栃木県林務観光部環境観光課、当該地域を所管する林業事務所並びに当該地域を区域とする市町の市役所及び役場において供覧する。

第1 自然環境保全地域

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積 (ヘクタール)	主要保全対象
石尊山自然環境保全地域	足利市	昭和46年度樹立の佐野森林計画区に定める足利小俣地区12林班ア準班8小班及び9小班、ウ準班1小班から3小班まで及び6小班から16小班まで並びにキ準班3小班から21小班まで	34.71	天然アカマツ林
岩舟山自然環境保全地域	下都賀郡岩舟町	大字静字岩舟山3番地、4番地及び8番地から10番地まで	7.35	希少植物の自生地及び希少鳥類の生息地
与洲自然環境保全地域	上都賀郡栗野町	大字上永野字割石2852番地の2、字真倉沢2853番地、字鶴津2854番地、字寺沢2855番地、字江戸ノ沢2856番地並びに字鏡石2857番地の1及び2857番地の2	173.37	ニホンザルの生息地

小埸自然環境保全地域	那須郡南那須町	荒川 右岸 那須郡南那須町大字小埸字登野原636番地先から那須郡南那須町大字小埸字青木原52番地先に至るまでの国有地 右岸 那須郡南那須町大字小埸字多々押76の7番地先から那須郡南那須町大字小埸字多々押96番地先に至るまでの国有地 左岸 那須郡南那須町大字小埸字西ノ脇252番地の1先から那須郡南那須町大字小埸字登谷384番地先に至るまでの国有地	5.00	荒川の河蝕地形
焼森山自然環境保全地域	芳賀郡茂木町	大字小貫字焼森3681番地の2及び3681番地の3並びに字鶏足山3682番地並びに大字飯字バラ沢214番地の1及び214番地の2	74.91	希少植物の自生地
松倉山自然環境保全地域	那須郡烏山町	大字大木須字松倉山2204番地、字大人場2898番地、字北坂2899番地から2902番地まで、2903番地の1及び2903番地の2、字古屋敷2961番地の1、字屋敷2962番地の1並びに字入堂2963番地、2964番地の1、2964番地の2及び2968番地から2970番地まで	15.12	暖地性植物の自生地
	芳賀郡茂木町	大字山内字松倉4204番地及び4205番地並びに字白山4206番地及び4207番地		

- 2 保全区域図(省略)
- 第2 緑地環境保全地域
- 1 保全区域等

名称	位置	区域	面積 (ヘクタール)	主要保全対象
長岡緑地環境保全地域	宇都宮市	長岡町字後山141番地の1から142番地まで、366番地の1、366番地の2、367番地の1から367番地の4まで及び378番地、字百穴368番地から370番地まで、371番地の1から371番地の3まで、372番地、373番地、375番地の1、375番地の2、376番地及び377番地並びに字権現山380番地及び457番地	3.85	百穴古墳群周辺の緑地
国分寺緑地環境保全地域	下都賀郡国分寺町	大字国分甲字薬師堂869番地、871番地、872番地、883番地の3、883番地の7、884番地、885番地、888番地から893番地まで、900番地の1から900番地の3まで、901番地の1、901番地の4、921番地から925番地まで及び952番地	2.04	国分寺跡周辺の緑地

- 2 保全区域図(省略)

昭和53年9月19日  
栃木県告示第851号

栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定に基づく栃木県自然環境保全地域及び同条例第21条第1項の規定に基づく栃木県緑地環境保全地域を指定したので、同条例第12条第5項及び第21条第3項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次の

とおりに告示する。

なお、栃木県自然環境保全区域及び栃木県緑地環境保全区域の保全区域図は、栃木県庁林務観光部環境観光課、当該地域を所管する栃木県林務観光事務所並びに当該地域を区域とする市町の市役所及び町役場において縦覧に供する。

第1 栃木県自然環境保全地域

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
尾出山自然環境保全地域	上都賀郡栗野町	宇都宮営林署宇都宮事業区2林班に小班	ha 37.04	優れた天然林(ブラ、ミズナラ等)植物の自生地(分布北限、ウラジロヒカゲツツジ)
南高原自然環境保全地域	塩谷郡塩谷町	矢板営林署矢板事業区29林班ほ小班	1.60	植物の自生地(関東地方北限ヒノキ天然林)

2 保全区域図(省略)

第2 栃木県緑地環境保全地域

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
医王寺緑化環境保全地域	上都賀郡栗野町	大字北半田字沢1249番地の1、1249番地の2、1250番地の1及び1251番地	ha 5.09	医王寺境内林及びその周辺のアカマツ、コナラ林
惚社緑地環境保全地域	栃木県	惚社町字室入島476番地の1及び477番地	4.66	大神神社境内

昭和53年9月19日  
栃木県告示第853号

栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第1項の規定に基づき、尾出山自然環境保全地域及び南高原自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

この特別地区の区域図は、栃木県庁林務観光部環境観光課、当該地域を所管する栃木県林務観光事務所並びに当該地域を区域とする市町の市役所及び町役場に備え付けて縦覧する。

1 名称

- (1) 尾出山自然環境保全地域特別地区
- (2) 南高原自然環境保全地域特別地区

2 区域

- (1) 尾出山自然環境保全地域特別地区  
尾出山自然環境保全地域の全域
- (2) 南高原自然環境保全地域特別地区  
南高原自然環境保全地域の全域

3 区域図(省略)

昭和53年9月19日

栃木県告示第854号

尾出山自然環境保全地域特別地区及び南高原自然環境保全地域特別地区に係る栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第3項に規定する木竹の伐採(同条第10項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

名称	木竹の伐採の方法及び限度
尾出山自然環境保全地域特別地区	原則として択伐(択伐率現在蓄積の30%以内)によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合には、小面積皆伐(1伐区の面積2ヘクタール以内、伐区は努めて分散させる。)を行うことができる。
南高原自然環境保全地域特別地区	択伐(択伐率現在蓄積の30%以内)によるものとする。

昭和54年12月11日

栃木県告示第1133号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定に基づき栃木県自然環境保全地域を指定したので、同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全区域の保全区域図は、栃木県庁林務観光部環境観光課、栃木県佐野林務観光事務所及び田沼町役場において縦覧に供する。

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
根本沢自然環境保全地域	安蘇郡田沼町の一部	国有林利根地域施業計画大間々事業区 (前橋営林局大間々営林署管内)165林班ぬ1、ぬ2、るの一部、を、わ及びイ 小班	ha 61.57	優れた天然林(シオ ジ林)植物の自生地

2 保全区域図(省略)

昭和54年12月11日

栃木県告示第1135号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第1項の規定に基づき、根本沢自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、同条例第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

この特別地区の区域図は、栃木県庁林務観光部環境観光課、佐野林務観光事務所及び田沼町役場において縦覧に供する。

1 名称

根本沢自然環境保全地域特別地区

2 区域

根本沢自然環境保全地域の全域

3 区域図(省略)

昭和54年12月11日

栃木県告示第1136号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第3項の規定により、根本沢自然環境保全地域特別地区に係る木竹の伐採(同条第10項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

名称	木竹の伐採の方法及び限度	面積	土地所有別面積
根本沢自然環境保全地域	原則として択伐(択伐率現在蓄積30パーセント以内)によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐(1伐区の面積2ヘクタール以内、伐区は努めて分散させる。)を行うことができる。	61.57ヘクタール	国有地 61.57ヘクタール

昭和54年12月11日  
栃木県告示第1137号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定に基づき栃木県自然環境保全地域として指定された次の地域について区域の変更をしたので、同条例同条第7項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、次のとおり告示する。

名称	位置	変更内容
佐貫観音自然環境保全地域	塩谷郡塩谷町	大字佐貫字岩戸脇805番地の1及び805番地の3の区域を解除する。

昭和57年6月22日  
栃木県告示第602号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定に基づく栃木県自然環境保全地域を指定したので、同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全区域の保全区域図は、栃木県林務観光部環境観光課、栃木県今市林務観光事務所及び足尾町役場において縦覧に供する。

#### 1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
袈裟丸山自然環境保全地域	上都賀郡足尾町の一部	国有林利根地域施業計画大間々事業区(前橋営林局大間々営林署管内)242林班、ぬ、る1、る2及びびを小班並びに243林班ぬ1、ぬ2、る、を及びわ小班	ha 204.21	亜高山性植生、優れた天然林、特異なる地形地質、野生動物の生息地

#### 2 保全区域図(省略)

昭和57年6月22日  
栃木県告示第618号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第1項の規定に基づき、袈裟丸山自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づきその区域を次のとおり告示する。

この特別地区の区域図は、栃木県林務観光部環境観光課、栃木県今市林務観光事務所及び足尾町役場において縦覧に供する。

#### 1 名称

袈裟丸山自然環境保全地域特別地区

2 区域

袈裟丸山自然環境保全地域の全域

2 区域図(省略)

昭和57年6月22日  
栃木県告示第619号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第3項の規定により、袈裟丸山自然環境保全地域特別地区に係る木竹の伐採(同条第10項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

名称	木竹の伐採の方法及び限度	面積	土地所有別面積
袈裟丸山自然環境保全地域	<p>禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の10%以内)を行うことができる。</p> <p>なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であつて、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則第56条に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は0.05ha未満とすること)を行うことができる。</p>	ha 204.21	<p>国有地</p> <p>ha 204.21</p>

改正文(平成25年告示第166号)抄

平成25年4月1日から適用する。

昭和61年1月21日  
栃木県告示第48号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定に基づく栃木県自然環境保全地域を指定したので、同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全地域の保全区域図は、栃木県林務観光部環境観光課、栃木県今市林務観光事務所及び栗山村役場において縦覧に供する。

1 保全区域

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
湯西川自然環境保全地域	栃木県塩谷郡栗山村の一部	<p>白滝沢 37林班エ小班2~7及びオ小班1</p> <p>アサズマ沢 35林班ア・イ及びウ小班</p>	ha 589	<p>トチノキの原生林</p> <p>冷温帯林</p> <p>特異なる地形・地質</p> <p>野生動物の生息地</p>

2 保全区域図(省略)

昭和61年1月21日  
栃木県告示第63号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第1項の規定に基づき、湯西川自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

この特別地区の区域図は、栃木県林務観光部環境観光課、栃木県今市林務観光事務所及び栗山村役場において縦覧に供する。

- 1 名称  
湯西川自然環境保全地域特別地区
- 2 区域  
湯西川自然環境保全地域の一部
- 3 区域図(省略)

昭和61年1月21日  
栃木県告示第64号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第3項の規定により、湯西川自然環境保全地域特別地区に係る木竹の伐採(同条第10項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

名称	木竹の伐採の方法及び限度	面積	土地所有別面積
湯西川自然環境保全地域	択伐(択伐率現在蓄積の30%以内)によるものとする。	151ha	公有地 151ha

昭和61年3月28日  
栃木県告示第279号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第21条第1項の規定に基づく栃木県緑地環境保全地域を指定したので、同条例第21条第3項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、栃木県緑地環境保全地域の保全区域図は、栃木県林務観光部環境観光課、栃木県佐野林務観光事務所及び栃木市役所において縦覧に供する。

1 保全区域

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
星野緑地環境保全地域	栃木市星野町の一部	栃木市星野町字三ツ峯1047、1049—1、1049—2、1050、1051—1、1052—1、1055 栃木市星野町字新町204 栃木市星野町字山口914、915—1、916—1、917	ha 2.63	セツブンソウ、カタクリの群生地

平成4年12月18日  
栃木県告示第908号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定に基づき次の区域を尚仁沢自然環境保全区域として指定したので、同条第5項の規定に基づきその区域を次のとおり告示する。

なお、この自然環境保全地域の区域図は、栃木県林務部自然環境課及び栃木県矢板林務事務所並びに矢板市役所並びに塩谷町役場において縦覧に供する。

- 1 区域、面積及び主要保全対象  
(1) 区域

昭和63年度樹立の矢板森林計画区に定める矢板市泉地区42林班アの1から4小班まで並びに43林班ア及びイ準林班並びに塩谷町玉生地区52林班ウ準班並びに53林班イ及びウ準林班並びに54林班イ準林班の区域(その区域内の尚仁沢川を含む。)

(2) 面積

138ヘクタール

(3) 主要保全対象

尚仁沢ゆう水群及びブナ・ミズナラ群落等の広葉樹林

2 区域図(省略)

平成4年12月18日  
栃木県告示第910号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第1項の規定に基づき尚仁沢自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づきその区域を次のとおり告示する。

なお、この特別地区の区域図は、栃木県林務部自然環境課及び栃木県矢板林務事務所並びに矢板市役所並びに塩谷町役場において縦覧に供する。

1 名称

尚仁沢自然環境保全地域特別地区

2 区域、面積及び主要保全対象

(1) 区域

昭和63年度樹立の矢板森林計画区に定める矢板市泉地区43林班イの1小班並びに塩谷町玉生地区52林班ウの1小班及び53林班ウの1小班的区域(その区域内の尚仁沢川を含む。)

(2) 面積

26ヘクタール

(3) 主要保全対象

尚仁沢ゆう水群及びブナ・ミズナラ群落等の広葉樹林

3 区域図(省略)

平成5年10月5日  
栃木県告示第676号

栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第21条第1項の規定に基づく栃木県緑地環境保全地域を指定したので、同条例第21条第3項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、栃木県緑地環境保全地域の保全区域図は、栃木県庁林務部自然環境課、当該地域を所管する栃木県大田原林務事務所並びに当該地域を区域とする市町村の大田原市役所において縦覧に供する。

第1 栃木県緑地環境保全地域

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
金丸緑地環境保全地域	大田原市	(1) 南金丸区域 大田原市南金丸1628番地の1、同番地内水路、163 2番地の1 (2) 北金丸区域	2.79ha	那須神社のスギ、ケヤキ等の境内林、北金丸地区ザゼンソウ群生地

大田原市北金丸1707番地の一部、1708番地、同番地先から1715番地の2地先までの水路

2 保全区域図(省略)

平成11年3月31日  
栃木県告示第194号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定に基づく栃木県自然環境保全地域を指定したので、同条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全地域の区域図は、栃木県林務部自然環境課及び栃木県今市林務事務所並びに今市市役所において縦覧に供する。

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
弁天沼自然環境保全地域	今市市	木和田島字沼端384番地、385番地の1、385番地の2、387番地から391番地まで、392番地の1、392番地の2及び字沼端384番地先から392番地の1先に至るまでの国有地 字向山2608番地から2611番地まで、2612番地の1、2612番地の2、2613番地から2617番地まで、2618番地の1、2619番地から2621番地まで、2623番地から2628番地まで及び2632番地	7.99ha	希少植物自生地及びカラカネイトトンボ生息地

2 保全区域図(省略)

平成25年10月4日  
栃木県告示第512号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定に基づく栃木県自然環境保全地域を指定したので、同条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全地域の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において縦覧に供する。

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
鬼怒川中流域自然環境保全地域	宇都宮市及びさくら市	宇都宮市上小倉町字関谷河原4番の一部及び5番 宇都宮市下小倉町字関谷河原3587番及び3587番地先河川敷 宇都宮市下小倉町字関谷河原3556番、3557番及び3557番地先河川敷並びにさくら市向河原4103番、4128番の一部及び4128番地先河川敷	54ha	カワラノギク群落、シルビアシジミ等の礫質河原特有の野生動植物の生息又は生育地

2 保全区域図(省略)

平成25年10月4日

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第1項の規定に基づき鬼怒川中流域自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、特別地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において縦覧に供する。

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
鬼怒川中流域特別地区	宇都宮市及びさくら市	宇都宮市上小倉町字関谷河原4番の一部及び5番 宇都宮市下小倉町字関谷河原3587番及び3587番地先河川敷 宇都宮市下小倉町字関谷河原3556番、3557番及び3557番地先河川敷並びにさくら市向河原4103番、4128番の一部及び4128番地先河川敷	54ha	カワラノギク群落、シルビアシジミ等の礫質河原特有の野生動植物の生息又は生育地

2 区域図(省略)

平成25年10月4日

栃木県告示第515号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第16条第1項の規定に基づき鬼怒川中流域自然環境保全地域の特別地区の区域内に野生動植物保護地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、野生動植物保護地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において縦覧に供する。

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	保護すべき野生動植物の種類
鬼怒川中流域野生動植物保護地区	宇都宮市及びさくら市	宇都宮市上小倉町字関谷河原4番の一部及び5番 宇都宮市下小倉町字関谷河原3587番及び3587番地先河川敷 宇都宮市下小倉町字関谷河原3556番、3557番及び3557番地先河川敷並びにさくら市向河原4103番、4128番の一部及び4128番地先河川敷	54ha	(植物) オキナグサ、ムラサキセンブリ、アキノハハコグサ、ヒロハノカワラサイコ、カワラノギク、エビネ、カワラニガナ、ミヤコグサ (動物) ツチガエル、フタモンマルクビゴミムシ、アオモンイトトンボ、ウスバカマキリ、コオイムシ、カワラゴミムシ、シルビアシジミ、ミヤマシジミ、ツマグロキチョウ

## 2 区域図(省略)

平成26年10月7日  
栃木県告示第462号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第1項の規定に基づき、多田羅沼自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、特別地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び県東環境森林事務所において縦覧に供する。

### 1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
多田羅沼特別地区	芳賀郡市貝町	芳賀郡市貝町大字多田羅字西台1330番地の2地先から1395番地地先に至るまでの国有地(多田羅沼を除く。)	4ha	湿地植物自生地

## 2 区域図(省略)

平成26年10月7日  
栃木県告示第463号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第16条第1項の規定に基づき、多田羅沼自然環境保全地域の特別地区の区域内に野生動植物保護地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、野生動植物保護地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び県東環境森林事務所において縦覧に供する。

### 1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	保護すべき野生動植物の種類
多田羅沼野生動植物保護地区	芳賀郡市貝町	芳賀郡市貝町大字多田羅字西台1330番地の2地先から1395番地地先に至るまでの国有地(多田羅沼を除く。)	4ha	(植物) サギソウ、ムラサキミミ カキグサ、カキツバタ、 シラカワスゲ、トキソウ

## 2 区域図(省略)

平成27年2月24日  
栃木県告示第59号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定に基づく栃木県自然環境保全地域を指定したので、同条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全地域の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所において縦覧に供する。

### 1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
----	----	----	----	--------

下川井自然環境保全地域	那須烏山市	<p>那須烏山市下川井字三斗蒔76番、77番、78番、79番、86番、87番、90番、91番、92番、93番、94番、95番、96番、102番、105番1、105番2、106番、107番、114番、115番、116番、122番及び123番並びにこれらの土地に接する道路又は水路のうち、その接している区間の道路敷又は水路敷</p> <p>那須烏山市下川井字川原田138番及びこの土地に接する水路のうち、その接している区間の水路敷</p> <p>那須烏山市下川井字堤崎下174番1、175番、176番、2514番、2519番、2520番1及び2520番2並びにこれらの土地に接する水路のうち、その接している区間の水路敷</p> <p>那須烏山市下川井字山ノ神2360番1、2360番3、2360番4、2360番5、2360番6、2361番、2361番2、2362番1、2362番2、2363番1、2363番2、2363番3、2364番、2365番1、2366番1、2366番2、2366番3、2366番4、2368番1、2368番2、2369番1、2369番2、2370番1、2370番2、2371番1、2371番2、2371番3、2371番4、2371番5、2371番6、2371番7、2371番8、2371番9、2371番10、2372番1、2372番2、2372番3及び2372番4並びにこれらの土地に接する道路又は水路のうち、その接している区間の道路敷又は水路敷</p> <p>那須烏山市下川井字稲荷山カミ2373番1、2373番2、2373番3、2374番1、2374番2、2374番3、2377番1、2377番2、2377番4、2377番5、2377番6、2378番1、2378番3、2379番1、2379番2及び2379番3並びにこれらの土地に接する水路のうち、その接している区間の水路敷</p>	10ha	国内希少野生動植物種に指定された本県の固有種であるシモツケコウホネの群落及び野生メダカ等野生動植物の生息地又は生育地
-------------	-------	---	------	--

2 保全区域図(省略)

平成27年2月24日  
栃木県告示第61号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第1項の規定に基づき下川井自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、特別地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所において縦覧に供する。

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
下川井特別地区	那須烏山市	<p>那須烏山市下川井字川原田138番、同市下川井字堤崎下174番1、同市下川井字山ノ神2362番2、2364番、2366番3、2366番4、2368番2及び2369番2並びに同市下川井字稲荷山カミ2373番1、2374番1、2377番1、2377番2、2378番1、2379番2及び2379番3に接する水路のうち、その接している区間の水路敷</p>	0.1ha	国内希少野生動植物種に指定された本県の固有種であるシモツケコウホネの群落及び野生メダカ等野生動植物の生息地又は生育地

2 区域図(省略)

平成27年2月24日

栃木県告示第62号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第16条第1項の規定に基づき下川井自然環境保全地域の特別地区の区域内に野生動植物保護地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、野生動植物保護地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所において縦覧に供する。

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	保護すべき野生動植物の種類
下川井野生動植物保護地区	那須烏山市	那須烏山市下川井字川原田138番、同市下川井字堤崎下174番1、同市下川井字山ノ神2362番2、2364番、2366番3、2366番4、2368番2及び2369番2並びに同市下川井字稲荷山カミ2373番1、2374番1、2377番1、2377番2、2378番1、2379番2及び2379番3に接する水路のうち、その接している区間の水路敷	0.1ha	(植物) シモツケコウホネ (動物) 野生メダカ

2 区域図(省略)

平成28年3月29日

栃木県告示第170号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項の規定に基づく栃木県自然環境保全地域を指定したので、同条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全地域の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所において縦覧に供する。

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
小代自然環境保全地域	日光市	日光市小代字戸鼻576番1の土地に接する道路に接する水路の北端から同567番1の土地に接する道路に接する水路の東端までの水路の水路敷 日光市小代字戸鼻567番1の土地に接する道路に接する水路の東端から同568番1の土地に接する水路を経て同400番の土地に接する水路の南端までの水路	0.02ha	国内希少野生動植物種に指定された本県の固有種であるシモツケコウホネの群落及びマツカサガイ等野生動植物の生息地又は生育地

2 保全区域図(省略)

平成28年3月29日

栃木県告示第172号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第1項の規定に基づき小代自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、特別地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所において縦覧に供する。

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	主要保全対象
小代特別地区	日光市	日光市小代字戸鼻576番1の土地に接する道路に接する水路の北端から同567番1の土地に接する道路に接する水路の東端までの水路の水路敷 日光市小代字戸鼻567番1の土地に接する道路に接する水路の東端から同568番1の土地に接する水路を経て同400番の土地に接する水路の南端までの水路	0.02ha	国内希少野生動植物種に指定された本県の固有種であるシモツケコウホネの群落及びマツカサガイ等野生動植物の生息地又は生育地

2 区域図(省略)

平成28年3月29日  
栃木県告示第173号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第16条第1項の規定に基づき小代自然環境保全地域の特別地区の区域内に野生動植物保護地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、野生動植物保護地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所において縦覧に供する。

1 保全区域等

名称	位置	区域	面積	保護すべき野生動植物の種類
小代野生動植物保護地区	日光市	日光市小代字戸鼻576番1の土地に接する道路に接する水路の北端から同567番1の土地に接する道路に接する水路の東端までの水路の水路敷 日光市小代字戸鼻567番1の土地に接する道路に接する水路の東端から同568番1の土地に接する水路を経て同400番の土地に接する水路の南端までの水路	0.02ha	(植物) シモツケコウホネ (動物) マツカサガイ

2 区域図(省略)